

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程（平成16年旭医大達第139号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>(専門委員会)</u></p> <p><u>第8条 委員会に、専門的事項を審議及び調査検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。</u>（新設）</p> <p><u>2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</u>（新設）</p> <p>第9条～第10条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年8月9日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>院内助産の体制を整備するため、所要の改正を行い、もって院内助産の円滑な実施を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第8条～第9条（略）</p>